

学生納付特例の申請をせずに保険料を未納にすると、事故や病気で障がいが残ったときに、障害基礎年金を受けられない場合があります。

▶ **特例を受けるには**

年金手帳と学生証など学生であることが証明できるもの(代理人が申請する場合は、特例を受ける方の印鑑も必要)を持ち、区役所区民課、総合出張所(出張所は除く)で申請してください。

※前年度この制度で承認された方も更新が必要です。

詳しくは、区役所区民課へ。

▶ **後期高齢者医療保険料の
仮算定通知書を郵送します**

後期高齢者医療制度の加入者で4月から新たに特別徴収となる方に、4・6・8月期の保険料の仮算定額を通知します。すでに特別徴収となっている方には昨年7月に通知しています。

詳しくは、区役所区民課へ。

環境・ごみ

▶ **環境保全に取り組む市民活動団体の
事業経費を助成します**

▶ **申込期限** 4月1日～5月11日まで

▶ **助成額** 対象経費の2分の1以内(上限20万円)

▶ **助成対象事業**

以下のいずれかに関することで、地域の環境課題の解決に向けた独自の取り組み

- (1)生物多様性の保全
- (2)自然環境保全
- (3)地下水の保全
- (4)ごみ減量・リサイクル
- (5)地球温暖化防止
- (6)生活環境改善・公害防止
- (7)環境学習・普及啓発
- (8)第3次環境総合計画の推進に寄与するもの

▶ **選定方法** 環境活動支援事業選定審査会にて選定(4団体程度を予定)

詳しくは、市ホームページまたは環境政策課(☎328-2427)へ。

▶ **PM2.5(微小粒子状物質)の濃度が
高くなる季節です**

本市では偏西風が強まる春先から梅雨入り前までにかけて、PM2.5の濃度が高くなる傾向があります。一日あたりのPM2.5の値が国の定めた暫定指針値(日平均70マイクログラム/立方メートル)を超えると予想される場合には、県から注意喚起のために「PM2.5のお知らせ」が発表されます。

注意喚起の情報は、市や県のホームページ、テレビ・ラジオのほか「熊本市災害情報メール」(登録制)で皆さんへお知らせします。

詳しくは、市ホームページへ。

(環境政策課 ☎328-2427)

▶ **補助制度を利用して、自宅に
雨水貯留タンクを設置しませんか**

タンクにたまった雨水は、家庭菜園や洗車、庭木の水やりなどに利用でき、非常時にはトイレの洗浄水などに役立てることもできます。



▶ **補助** 設置にかかる費用の3分の2
(雨水貯留タンク: 上限3万5千円)
(雨水貯留槽: 上限7万円)

▶ **対象** 自宅に雨水貯留タンク(合計200リットル以上)を設置する方、または使わなくなった浄化槽を雨水貯留槽に転用して再利用する方

▶ **申込み** 事前に区役所まちづくり推進課または水保全課(☎328-2436)へ

▶ **水源の森づくりボランティア育成講座
第6期生受講者募集**



▶ **日時** 7月、9月、11月、2月の日曜日

※活動日程などは会員登録後別途連絡。

▶ **場所** 本市造林地(南阿蘇村・大津町など)

※市民会館前から目的地へバス送迎あり。

▶ **内容** 森林作業(下草刈、間伐、植付など)

▶ **対象** 市内に住むか通勤・通学する16歳以上の方

▶ **申込み** 住所、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号をはがきか電話(☎328-2436)かファクス(359-9945)または電子メール(mizuhozen@city.kumamoto.lg.jp)で☎860-8601水保全課へ

▶ **4月1日から平成28年度家庭用生ごみ処理機等購入費助成金の受付を開始します**

① **家庭用生ごみ処理機(電気式)**
助成額: 購入額の2分の1(100円未満切捨て)
※上限30,000円。
基 数: 1世帯1基まで

② **生ごみ堆肥化容器(非電気式)**
助成額: 購入額の2分の1(100円未満切捨て)
※上限5,000円。
基 数: 1世帯2基まで

※過去5年間に助成を受けた方は除きます。 ↗

※購入の際は必ず特性(処理時間・音・においなど)を確認してください。

助成金の申請には条件があります。

詳しくは、市ホームページまたはごみ減量推進課(☎328-2365)へ。

上下水道

▶ **下水道使用開始・廃止の届出をお忘れなく**

水道水や井戸水・温泉水などを使う方が、下水道に接続して汚水を流し始めた場合、使用開始の届出が必要となります。転居などで使用を廃止する場合にも届出が必要です。廃止の届出がないと、料金が請求され続けますので注意してください。

井戸水などを使用する一般家庭では、使用人数や使用用途が変わった場合も届出が必要です。※水道水を使う場合、下水道使用料は水道料金と合わせて請求します。

詳しくは、料金課お客さまセンター(☎381-1118)へ。

▶ **地下水採取量報告の提出をお願いします**

熊本県地下水保全条例に基づき調査対象井戸所有者の方に、平成27年度分の報告書を郵送しますので、提出をお願いします。

▶ **提出期限** 4月30日(土)必着

▶ **提出場所** 水保全課

▶ **提出書類** ①地下水採取量報告書【必須】
②変更・廃止届【該当する場合】

※採取量が3万m³を超える場合は別途書類提出が必要ですので水保全課へご連絡ください(農業用井戸を使用している方は除きます)。

詳しくは、熊本県環境立県推進課(☎333-2272)へ。

(水保全課 ☎328-2436)

▶ **合併処理浄化槽へ転換しませんか**

単独処理浄化槽またはくみ取便所を設置している建物からは生活雑排水(風呂、台所などの排水)が未処理のまま放流されています。未処理の生活雑排水が公共用水域に流れ込むと、水質汚濁の原因になります。

熊本の豊かな水資源保全のためにも、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽へ転換しましょう。

詳しくは、浄化対策課(☎328-2366)へ。

消防

▶ **救急車の適正利用にご協力を**

本市の平成27年中の救急車出場件数は、36,307件と前年と比べ増加しています。救急車は適正に利用しましょう。ただし、次のような症状が出たら、すぐに救急車を呼んでください。重大な病気の可能性があります。

- ・突然の激しい頭痛
- ・顔半分が動きにくい
- ・手足に力がはいらない
- ・ろれつが回らない など

救急車はいのちをつなぐ乗り物です。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

(消防局救急課 ☎363-2360)



家庭ごみの排出量
(1人1日あたり)

選別の妨げになるので、二重袋はやめましょう!

チャレンジ! 家庭ごみ減量20%

平成21年度 562g
平成27年度 466g
4月～2月
-17.08%

※資源化された量を除きます。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

生活用の水使用量
(1人1日あたり)

節水チャレンジ!
目標 218ℓ
(平成30年度までに)
平成27年度(2月) 227ℓ

補助制度を利用して、「雨水貯留タンク」を設置しませんか?
自宅の屋根に降った雨水も有効活用!

(水保全課 ☎328-2436)

※この数値は速報値であり、最終的に確定する年平均値とは異なる場合があります。